

# 食品の営業許可申請等のオンライン手続きについて

令和3年度から、「食品衛生申請等システム」の運用が開始され、これまで保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出が、インターネットを通じてできるようになりました（スマートフォンからのアクセスも可能です）。

## 食品衛生申請等システム（厚生労働省HP）

食品等事業者向けページ：<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

### システムで行える手続き

- 営業許可申請
- 営業の届出
- 許可及び届出情報の変更、廃業、地位承継の届出
- 食品等自主回収（リコール）情報の届出



※食品衛生申請等システムで手続き可能な申請等は、令和3年6月1日以降の食品衛生法に基づく許可及び届出です。

## オンライン手続きの流れ

### 営業許可申請の場合

保健所への事前相談

電話や、メールでの相談も可能です。

アカウント作成

システム内ID又は、GビズIDが必要です。

システム手続き（申請）

操作方法はシステムのヘルプデスクにお問い合わせください。

職員による内容確認

保健所職員が内容を確認しご連絡します。

手数料納付

保健所窓口で手数料を納付と現地調査の日程調整を行います。

現地調査

保健所職員が施設を訪問し、基準に適合しているかを確認します。

営業許可証交付

許可証を交付します。

### 営業の届出の場合

保健所への事前相談

電話や、メールでの相談も可能です。

アカウント作成

システム内ID又は、GビズIDが必要です。

システム手続き（届出）

操作方法はシステムのヘルプデスクにお問い合わせください。

職員による内容確認

保健所職員が内容を確認し、修正等があればご連絡します。

届出受理

◆ **営業許可申請の場合は、保健所窓口で愛媛県証紙により手数料を納付する必要があります。**

◆ 営業届出の場合は、手数料の納付はありません。

# オンライン手続の方法

## ①アカウント作成

**GBizID又はアカウント（当システム専用）**を作成してください。

※GBizID又はアカウントを取得済みの方は不要です。

The screenshot shows the login interface. At the top, there are two sections: 'GBizIDを利用される方' and 'GBizIDを利用されない方'. In the first section, the 'GBizIDを作成' button is highlighted with a red circle. In the second section, the 'アカウントの作成はこちら' link is highlighted with a red circle. Text on the right explains that GBizID is a single ID/password system for various administrative services.

## ②許可申請の場合

作成したアカウントでログイン後、「**営業許可の申請**」⇒「**新規申請**」を選択し、営業施設情報を入力してください。

The screenshot shows the PC interface for business permit applications. The '営業許可の申請' menu item is highlighted with a red circle. Below it, the '新規申請' button is also highlighted with a red circle. A red arrow points from the menu item to the button. A note indicates that users who have already applied for a permit should select it from the dropdown menu.

## ②営業届出の場合

作成したアカウントでログイン後、「**営業の届出**」⇒「**新規届出**」を選択し、営業施設情報を入力してください。

The screenshot shows the PC interface for business registration. The '営業の届出' menu item is highlighted with a red circle. Below it, the '新規届出' button is also highlighted with a red circle. A red arrow points from the menu item to the button. A note indicates that users who have already applied for registration should select it from the dropdown menu.

※使用する端末によって、画面表示が異なる場合があります。

**営業許可申請**を行う際には、添付書類として次の書類が必要です。（システム内で提出可能）

- ① **施設の構造および設備を示す図面**
- ② **水質検査の結果（水道水以外を使用する場合）**

また、申請内容確認のために、次の書類を確認させていただくことがあります。

- **法人代表者の氏名が分かる書類（登記簿謄本、定款等）**
- **食品衛生責任者の資格証等**

## システムに関する問い合わせについて

システムに関する動作・操作・仕様については、厚生労働省HP「[食品衛生申請等システム](#)」のよくあるご質問（FAQ）や「[システム利用方法説明動画](#)」を確認いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。

### システム利用方法説明動画紹介ページ（県HP）



URL:  
[https://www.pref.ehime.jp/nan53125/seikatsueisei/shokuhin\\_online.html](https://www.pref.ehime.jp/nan53125/seikatsueisei/shokuhin_online.html)

### ヘルプデスク

受付時間	8：30～18：00（平日）
TEL	080-4953-0566（代表）
メール	TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp

## 事前相談等について

許可（届出）制度に関する相談や、事前相談については、保健所生活衛生課にご相談ください。

八幡浜保健所生活衛生課 TEL：0894-22-4111（代表）